

## EVENT 釜山地方弁護士会との交流会

2024年7月12日



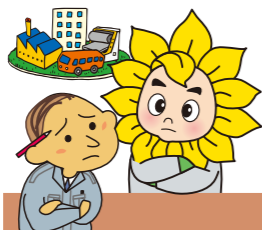
7月12日(金)、釜山地方弁護士会との交流会を開催しました。今回で8回目の交流会となります。釜山からは26名、当会からは20名の弁護士が参加しました。裁判所での裁判傍聴・大法廷の見学・刑事裁判官2名との意見交換会を行い、その後、当会館にて各会テーマに沿って発表を行いました(釜山側テーマ:韓国の共同親権について、当会テーマ:日本の刑事事件の量刑について、日本の共同親権について)。今後も継続して交流を深めていく予定です。

## EVENT 全国一斉中小企業に関する法律相談会

2024年7月19日・20日

中小企業事業者の皆様を対象とした全国一斉「中小企業に関する法律相談会」を、日本弁護士連合会との共催により7月19日(阪神支部)、20日(神戸・姫路支部)の2日間実施しました。債権回収・保全、契約・取引、雇用問題、経営力の強化など事業者の皆様が日々直面している法律問題や経営問題に関するご相談に応じました。

上記相談会に限らず、「ひまわりほっとダイヤル」では、中小企業経営に関する法律相談を受け付けています。お申込は、お電話0570-001-240、またはインターネットからも可能です。受付時間や電話番号、お申込については、日本弁護士連合会のひまわり中小企業センターのページをご覧ください。



## EVENT 2024リーガル女子in関西

2024年7月20日



7月20日(土)、「2024リーガル女子in関西」を開催しました。当会会館にて33名の女子中高生が参加され、前半は大阪会場での法曹三者のパネルディスカッションを中継し、後半は、裁判官2名、検察官2名、弁護士6名が参加してグループセッションを行いました。参加した学生からは「かたい」「厳格な」イメージだった法曹が、「仕事やプライベートを楽しんでいる」「面白くて話しやすい」イメージが変わった、「より法曹に興味を持った」等の感想が多く好評でした。

## EVENT 楽しく憲法を学ぼう!檻の中のライオンin兵庫県弁護士会

2024年8月10日



小・中・高校生やその保護者の方などを中心に約100名が来場し、憲法ビンゴや動物王国の物語を通して、憲法がリーダーの権力濫用を防ぎ国民の自由を守るためのものであることを学びました。「すぐわかりやすく、社会の授業とかがいままで苦手できらいだったけど、自分も社会の一員だということを知ったので、これからはニュースをよくみたりしていきたいと思います。社会分野のことについて興味をもてたい機会になりました。」(中学生)との感想もいただくなど好評でした。

## EVENT 9月 姫路支部市民法律相談

2024年9月14日(土)、令和6年度市民法律講座「第3回 交通事故～事故に遭った時に知っておきたい法律のイロハ～」と題して、交通事故に遭った場合には、どのように対応すべきなのか、どのようなことに注意すべきか等を分かりやすく、是澤雄一会員が解説します。普段の生活の中で誰もが当事者になる可能性がある交通事故に関する有益な情報を学んでいただく良い機会だと思いますので、ぜひご参加ください。

## NEWS 10月 死刑制度を考える(第7回)～飯塚事件から考える～

2024年10月26日(土)シンポジウム「死刑制度を考える第7回～飯塚事件から考える～」を当会会館にて開催します。第1部は飯塚事件を題材にした映画『正義の行方』の上映。第2部は日本の死刑制度を考える懇話会事務局・川村百合弁護士、飯塚事件弁護団・徳田靖之弁護士の基調講演、水谷規男・大阪大学法科大学院教授、加藤孔明弁護士(兵庫県弁護士会)を加えて4名での座談会などを行います。どなたでも入場無料でご参加いただけます(第2部のみウェブ参加可)。

# 神戸経済同友会 井谷代表幹事に聞く いつでも相談できる安心感、地域の身近な存在に



神戸経済同友会  
代表幹事

## 井谷 憲次氏

(いたに けんじ)  
1951(昭和26)年、兵庫県生まれ。  
1976年東亜特殊電機株式会社(現・TOA株式会社)入社、  
2009年代表取締役社長、2017年取締役会長就任。  
2009年6月神戸経済同友会に入会。  
常任幹事などをつとめ、2023年5月より代表幹事。

神戸経済同友会では、兵庫県下の経済人有志が所属企業、業界の枠を超えて集まり、広い視野から経済の重要諸問題などについて、自由闊達に議論しています。その中で、地域経済の発展を目指し、未来を見据えた「提言」を毎年発表しています。同会の井谷代表幹事に「提言」に込めた思いや弁護士へのメッセージなどを伺いました。

▶経済同友会では「提言」を積極的になさっています。その重要性や提言の内容について解説していただけますか。

**井谷** 私ども経済同友会の一番の目的は兵庫県の経済の活性化で、そのために行政に対する提言を毎年発表しています。経済同友会の会員は法人ではなく全て個人で、個々の力を結集し、長期的視点に立った経済の諸問題についての提言を行っています。ここ何年も言われている問題のひとつが人口減少で、経済界にとっても人手不足は深刻です。人口を増やすことは難しいとなると、どうすれば出ていく人を少なくできるか。兵庫県はご存知の通り大学が多いけれど、卒業したら県外に出ていく人が多い。例えば、奨学金制度についての提言。卒業して社会に出た途端に借金を背負い、返済できなくて困っている人たちがたくさんいます。若者が兵庫県に残ろうと思えるように、行政で援助や返済期間の延長など制度を整えて、具現化していただきました。官民一体となって、時には学も含めて実現しています。

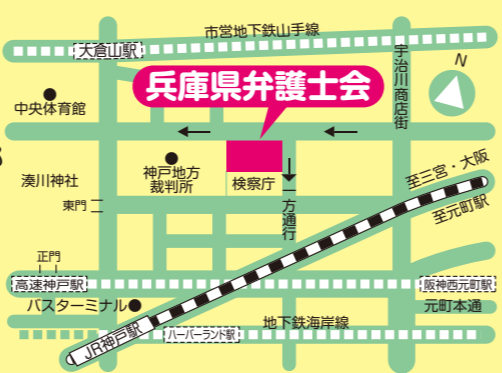
▶昨年の提言が、SDGsと女性活躍、外国人労働者、万博をテ

ーマになさっていて、世界的規模から弱者のための取り組みまで、提言委員会とワーキングチームは本当に丁寧に調査をなさっているなあと感じます。

**井谷** 外国人労働者は兵庫県でもとても増えていて、いろいろな問題を抱えています。よく耳にするのがゴミ捨て問題ですが、彼らも教えてもらわなかったら無理でしょう。僕らだって海外で住むとなったらどんなルールがあるかわからない。一緒にやっていくには、コミュニティを作っていくしかない。コミュニティがあれば住みやすくなり、企業としても労働人口を確保できます。海外の人を受け入れて頑張っている企業もありますよ。聞いてみたら、彼らは遊びに行くお金もないし、休日はぼんやり過ごしている。それに気がついた社員が、釣りに一緒に行くかと誘ったらとても喜ばれたそうです。そういったコミュニケーションが大切で、本来のコミュニティはそうあるべきでしょうね。「外国人労働者が働きやすい環境にしましょう」というのは簡単ですが、その下に様々な問題がたくさんあるわけです。言葉、住宅、お子さんの就学…中長期的な予算でやっていかないと難しい。そういうことを我々も一緒にやり

どの窓口かわからない場合でも、  
まずは、兵庫県弁護士会まで  
お電話ください。

兵庫県弁護士会  
〒650-0016  
神戸市中央区橋通1-4-3  
TEL:078-341-7061



ましよう、と提言させていただいています。

▶外国人労働者に対する法整備が不十分な部分はまだまだありますね。弁護士の活動でも、労働問題など民事事件だけでなく刑事事件でも外国籍の方と関わるが増えています。今年は経済活性化のお話もありましたが、原点回帰ということでしょうか？

**井谷** 2020年からコロナ禍で失われた3年間は、我々も経済活性化どころではありませんでした。人と会うことすらできず、あらゆる経済がダメージを受けました。2023年になってようやく経済が動き出して、今年2024年は停滞していた経済の活性化を中心に活動していきたいと考えています。

▶井谷さんご自身でも個人的に奨学金を作られたり、人材育成の社会貢献をなさったりしているそうですね。

**井谷** 人材育成というのは、企業の大きな仕事の一つだと思っています。これから日本を背負っていく若者を育成することは大切です。私は、学生時代に海外に行く経験をしてほしいという思いで基金を作り、兵庫県のグローバルな考え方の大学に運営いただいています。彼らには、「長期でも短期でも海外に行って、世界を自分の中に吸収してきなさい、海外で友人を作りなさい」と伝えています。社会人になっても、今の世の中ネットワークで繋がっているから、人間関係というのは本当に宝物になります。経済的な理由でなかなか海外に行けない人に機会を持ってもらえるように。育てるなんておこがましいですけど、日本を背負って立つ世代ですからね。20年30年のスパンで人材育成を考えています。

▶経済同友会として弁護士に対して期待することはなんですか？



**井谷** 弁護士さんはなくてはならない存在です。大手企業は顧問弁護士と契約して、組織の中に法務部門がありますが、顧問契約をしていない中小企業さんからは、弁護士を紹介してほしいという問い合わせが増えていきますね。同友会の会員540名のうち弁護士さん11名がおられるので、事務局を通じて紹介させていただいています。ここ15年くらいで個人情報保護法とか、社内のコンプライアンスとか…様々な分野で新たな法律が次々とでき、企業を取り巻く環境は様変わりしています。事務局に問い合わせが増えているのはそういうことなのでしょう。どこで相談して誰に頼んだらいいかわからない。そういう意味でも、弁護士さんが身近にいて気軽に相談できるといいですね。

▶御社において弁護士とはどういった関わりになりますか？

**井谷** 顧問弁護士には、社内の事柄と対外的な採めごと、その他、知的財産などに対応していただいています。それと、弊社では社外監査役でもお世話になっていまして、弁護士の視点は他の役員と比べてやはり違いますね。我々は経営的な視点で、つまり利益をどう創造するかを追求していますが、様々な課題を法的な観点で確認してくれます。そういうものが見方があるのか!と思います。ありがたいですよ。そこからまた議論できますからね。



(左から)武部広報委員、岡田弁護士会副会長、井谷代表幹事、井上広報委員長、藤原広報副委員長

▶会社以外で弁護士とのエピソードはありますか？

**井谷** 少し前の話ですが、知り合いとの雑談の中で、ある事業で独立を考えているが、関与しているところから色々な費用が必要となるなどの話をされ、独立を阻止しようとされて諦めかけているということを知りました。そこで「弁護士に相談してから回答させていただきます、と話をすれば状況が変わるかもしれない」とアドバイスしました。実際に、その一言で相手の態度が180度変わったそうです。弁護士にはそれくらいのパワーがあるんですよ。もちろん、その方には私の知り合いの弁護士を紹介して、その弁護士さんから「なにかあったらいつでも連絡してください」と言っていただき、本当にホッとしたり。安心感を与えられるというのは、すごいことです。

▶弁護士としては日々の業務ですが、一回きりの相談の法的なアドバイスでも「安心しました」と言ってくれたいですか？

**井谷** 困っているときに、法的な判断ができない素人にとって、何かあったら相談できるという安心感ですね。相手方も「弁護士」と聞いていっさい無理を言わなくなったようで、それだけ弁護士には権威があるし、尊敬されているんでしょうね。

▶一般の方にとって、やはり弁護士というのはとつきにくい存在なんでしょうか？弁護士や弁護士会に要望などはありますか？

**井谷** 中小企業の方は費用が高いというイメージがあり、残念ながらとつきにくいと感じるのでしょう。先ほどの話のように、権威を保ちつつ「いつでも相談に乗りますよ」と、安心感を与えてほしい。勉強会や広報誌など、やり方はいろいろあると思う。弁護士が身近にいることを、一般の人にも広く知らせてほしいですね。

▶経済同友会さんも弁護士会も、社会的貢献、SDGsの目標、一人も取り残さないという提言など、公益を目指していることが共通の目的ですね。一緒にできることがあればいいなと考えています。本日は有意義なお話をありがとうございました。

(インタビュー日)  
2024年5月20日

兵庫県弁護士会イメージキャラクター  
ヒマリオン Since2001



## くらしの法律相談

### トラックドライバー「残業代減ると困る」-上限超えた時間外労働は違法

**Q** トラックドライバーをしています。会社から今年4月から残業時間が減ると言われました。そうすると残業代が減り、生活費が足りなくなるかもしれません。残業を減らさないようにできないのでしょうか。



**A** 今年(2024年)4月1日から、トラックドライバーを含む自動車運転業務に携わる方の時間外労働時間の上限が、いわゆる労使の協定がある場合でも「年960時間以内」となりました。いわゆる働き方改革の一環として、働き過ぎによる過労死などを防ぐため、時間外労働(残業)の上限規制について法律で規定され、自動車運転業務については4月1日に施行されました。会社から「4月から残業時間が減る」といわれたのはこの改正のためだと思われます。業種を問わず、労働時間は原則として1日8時間、週40時間であることはご存じだと思います。改正前は時間外労働について、厚生労働大臣の告示による基準はありましたが、これを超える時間外労働を行わせることが可能でした。しかし、改正後は、会社と労働組合が合意した場合であっても、時間外労働時間は「年720時間以内」「複数月平均80時間以内」「単月100時間未満」とされ、これに違反した場合には雇用主に6カ月以下の懲役を含む罰則が科されることとなりました。

一方、自動車運転業務の場合は、トラック運転手などの業務の特殊性に配慮して、会社と労働組合が合意した場合でも、「年960時間以内」とされ、「複数月平均80時間以内」「単月100時間未満」という2つの制限は適用されないことになっています。相談者が会社に残業をさせてほしいと頼んでも、会社が罰則を受けることを考えると、上限規制を超えた時間外労働をさせてくれることはないでしょう。

脳・心臓疾患に関する労災を認定する時間外労働時間の目安は「1カ月100時間、2～6カ月の平均が80時間程度」とされており、年960時間(月80時間)の時間外労働の上限を超えて働くと過労死のリスクが高まります。

手取り給与が減るのは大変だと思いますが、過労死につながると本末転倒です。不要な支出を抑えるなど生活を見直されてはいかがでしょうか。  
神戸新聞 2024年5月15日掲載 執筆者:兵庫県弁護士会広報委員会

## Topics いま話題の下請法とは？

令和6年に入り、公正取引委員会が複数の大手有名企業に対して下請法に基づく勧告を行ったことにより、下請法が話題になっています。下請法は、下請代金支払遅延等防止法の通称であり、簡単にいうと、事業規模の大きな会社から仕事を受注する下請け業者を保護する法律です。一般に、下請取引は、下請事業者からすると安定した取引を期待できる一方で、値上げを求めた場合に取引中止を言い渡される可能性があるなど、下請事業者が弱い立場にあります。そのため、下請法では、資本金の額を基準として、親事業者と下請事業者を明確に区別して定義したうえで、親事業者に対し、書面の作成や交付などの4項目の義務を課すほか、下請代金の減額の禁止、返品物の禁止、買いたたきの禁止などの11項目の禁止行為を定めています。例えば、親事業者が下請事業者に対し、部品の生産に必要な「金型」を無償で保管させる行為は、禁止行為の1つである不当な経済上の利益の提供要請に当たります。下請法違反が認められた場合には、公正取引委員会による勧告が行われることや、罰金が科せられることもあります。業界の取引慣行の裏には違法行為が潜んでいるかもしれません。これは下請法違反かもしれないと思ったらお近くの弁護士までお気軽にご相談ください。

下請けいじめだ!と思ったら  
プチ法律解説シリーズ  
QRコード

YouTube 兵庫県弁護士会公式チャンネル 動画アーカイブ

<b>プチ法律解説シリーズ⑬</b> 医療過誤に遭ったかも…? 医療過誤とは? 相談・依頼の方法は?	<b>プチ法律解説シリーズ⑯</b> 借金で首が回らなくなった時に 自己破産の3つの誤解
<b>プチ法律解説シリーズ⑮</b> 守る! 自社の営業秘密 守られるために必要な基礎知識と実践方法を解説	<b>プチ法律解説シリーズ⑰</b> お金がなくても大丈夫!! 国選弁護士はあなたの味方です

## こんなときは兵庫県弁護士会へ

兵庫県弁護士会では、様々な窓口を設け、市民の皆様のご要望にお応えしています。

兵庫県弁護士会  検索

訴えられたとき  
  
裁判等の当事者対象の無料相談  
民事・家事事件当番弁護士  
078-341-5000

兵庫県弁護士会公式SNS  
  
  
  
HIMARIONHYOGO Himarion\_Hyogo

法律相談したい  
総合法律センター  
神戸  
078-341-1717  
西播磨  
079-286-8222  
阪神・伊丹・川西・宝塚  
06-4869-7613  
北播磨・山崎・南たじま・明石・淡路・丹波  
078-351-1233

中小企業相談  
  
売掛金の回収や事業承継など  
中小企業にまつわる無料相談窓口  
ひまわり中小企業センター  
0570-001-240